

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年十月十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十四号

奈良県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

奈良県附属機関に関する条例（昭和二十八年三月奈良県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部奈良県経営革新計画等評価委員会の項中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に、「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同部奈良公園観光地域活性化審査会の項の次に次のように加える。

吉城園周辺地区事業者 選定委員会	吉城園周辺地区に係る事業者の選定に関する重要事項 についての審査に関する事務
高畑町裁判所跡地事業者 選定委員会	高畑町裁判所跡地に係る事業者の選定に関する重要事項 についての審査に関する事務

附 則

この条例は、公布の日から施行する。